

令和7年8月27日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

令和6年度 川崎市住宅供給公社「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」
(川崎市住宅供給公社)

参考資料1 令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

参考資料2 令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

まちづくり局

経営改善及び連携・活用に関する取組評価

(令和6(2024)年度)

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
-----------------	-----------	------------	--------------------

経営改善及び連携・活用に関する方針

法人の概要	<p>1 法人の主な事業概要</p> <p>(1)住宅の積立分譲を行うこと。</p> <p>(2)住宅の用に供する宅地の造成、住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>(3)住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>(4)前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(5)前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。</p> <p>(6)公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき公営住宅又は共同施設の管理の一部について事業主体に代わって行うこと。</p> <p>2 法人の設立目的</p> <p>住宅を必要とする労働者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。</p> <p>3 法人のミッション</p> <p>安全・安心な暮らしを支える住まい・まちづくりを通じて、活力ある地域社会の実現に向けた貢献をすることです。</p>		
本市施策における法人の役割	<p>川崎市住宅基本計画において、公的団体として市民や事業者等の信頼があり、ノウハウを有するため、住宅政策を市と連携して実施する重要なパートナーとして、住まいや住環境の質の向上に向けた先導的な取組を実施することが期待されており、主に次の4つの役割があります。</p> <p>1 住宅事業者としてのノウハウを活かしたコーディネーターとして、また、地域に根差した実施主体として、住まいに関する施策を推進する役割</p> <p>2 住まいに関する取組におけるNPO等の活動を支援し、育成を図るため、NPO等と連携して事業を行うことや、事業委託、研修支援等を行う中間支援組織としての役割</p> <p>3 様々な分野の多様な主体による取組を効果的・効率的に実施する上での、民間事業者のみでは実現が難しい、異なる業種・団体・主体間のコラボレート機能としての役割</p> <p>4 健全な住宅市場の育成に向け、広く各専門家やNPO等と連携し、専門家等が持つノウハウや情報を収集、発信する住情報拠点としての役割</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、住宅困窮者が増えているとともに、今後30年程度は、低所得者や高齢者などの住宅確保配慮者数が高い水準で推移していく状況が見込まれており、今後も引き続き、川崎市の住宅政策の一翼を担い、地域に根差した住宅やまちづくりのノウハウを有する事業者として、住宅を必要とする市民に対し、安全・安心な住まいを提供していくことが重要となります。</p> <p>さらに、川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針に基づき、「かわさきSDGsゴールドパートナー」として、高齢者、障害者、外国人等の居住の安定確保、賃貸住宅の共用部へのLED照明器具導入等脱炭素に資する取組などを推進してまいります。</p>		
法人の取組と関連する市の計画	市総合計画上関連する政策等	政策	施策
	政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる	政策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備	
	関連する市の分野別計画	川崎市住宅基本計画【平成29(2017)年度～令和8(2026)年度】	
現状と課題	<p>1 現状</p> <p>(1)住宅政策実施のパートナーとしての役割</p> <p>市の住宅政策実施のパートナーとして、市営住宅の管理代行業務やすまいの相談窓口業務等を市より受託して事業を実施しています。受託事業については、適正な業務執行や事務の効率化、市民サービスの向上などを目指し、業務を実施しています。市営住宅の管理代行については、令和4(2022)年度から新たに5年間の管理代行の協定を締結する予定となっています。</p> <p>(2)賃貸住宅の適切な管理</p> <p>住宅供給公社は、賃貸住宅の管理者として、公社所有賃貸住宅や民間所有者より管理受託を受けた賃貸住宅の管理を行っています。管理している住宅は、住宅を必要としている市民に対して供給を行い、適切な管理を行っています。</p> <p>(3)財務状況について</p> <p>現在、公社の財務状況は健全であり、出資法人に求められる「自主的・自立的な経営」を実現しています。</p> <p>(4)組織体制について</p> <p>組織については、各事業の業務内容や人員構成等を踏まえ、組織の見直しと人事異動を毎年実施し、組織の活性化を図っています。また、職員の育成については、住宅供給公社独自の人材育成計画や人事評価制度を導入し、計画に基づいた研修や職員ひとりひとりの評価を実施することで、職員の人材育成を進めています。</p> <p>2 課題</p> <p>(1)市営住宅については、令和4(2022)年度から5年間の管理代行制度の継続が決定しているが、これからの市営住宅の管理に求められる新たな取組も示されているため、住宅供給公社も市と連携をしながら取り組む必要があると認識しております。また、管理代行に係る各種の事務については、更なる効率化に向け、見直しを図っていきます。</p> <p>(2)公社所有賃貸住宅については、現在高い入居率を維持しておりますが、入居率を維持するためにも、建物の保全工事(大規模修繕工事等)を適切な時期に実施するとともに空家対策(設備のリニューアルやリノベーション等)を実施していく必要があると認識しています。</p> <p>(3)公社の財務状況は健全であります。今後も現状の維持と公社事業の一層の効率化が必要と考えています。</p>		
取組の方向性	<p>1 経営改善項目</p> <p>(1)賃貸住宅管理事業をはじめとした各事業の実施による安定した収益の維持</p> <p>(2)住宅供給公社が策定した人材育成計画及び人事評価制度の推進による職員の人材育成</p> <p>2 連携・活用項目</p> <p>(1)川崎市営住宅の管理代行による適切な管理の維持、市民サービスの向上、これからの市営住宅の管理に求められる新たな取組の実現に向けた取組実施</p> <p>(2)市の施策の推進と多方面への展開に向け、専門家団体や協力事業者等との連携によるパートナーシップ事業の実施</p>		

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

4カ年計画の目標

「川崎市住宅基本計画」に位置づけられた公社の役割を踏まえ、「市営住宅管理事業」「パートナーシップ事業」「賃貸住宅管理事業」を効率的かつ効果的に実施します。

- 川崎市の市営住宅の管理代行者として適切な入居管理を行いながら、住宅管理事務の効率化や市民サービスの向上に取り組みます。また、これからの市営住宅の管理に求められる新たな取組の実現に向け、市と連携しながら、「市営住宅管理事業」を推進します。
- 市や専門家団体(宅建団体等)との連携を行いながら「パートナーシップ事業」の推進を図ります。
- 「賃貸住宅管理事業」については、適切な建物管理を行うことで管理物件の高い入居率を維持し、経営基盤の充実・強化を図ります。

経営面や組織に関しては、安定的な収益確保や個人情報資産の適切な管理に努めるとともに、人材育成計画や人事評価制度を活用して人材育成を推進していきます。

1. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	現状値 (令和3 2021年度)	目標値 (令和6 2024年度)	実績値 (令和6 2024年度)	単位	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	市営住宅管理事業	空家解消率	73.1	85.3	77.4	%	b	C	II
		市営住宅等使用料収入率	99.53	99.55	99.20	%	c		
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	4,593,967 (4,607,108)	4,984,186 (5,014,357)	3,992,918 (4,025,709)	千円	1)	
②	パートナーシップ事業	すまいの相談窓口における相談件数	458	500	688	件	a	A	I
		ハウジングサロンにおける住宅相談・マンション管理相談件数(R4年度までは(一財)川崎市まちづくり公社による事業)	659	640	789	件	a		
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	12,989 (17,808)	21,221 (31,148)	19,844 (35,972)	千円	1)	
③	賃貸住宅管理事業	公社管理物件への入居率	97.0	95.9	97.4	%	a	A	I
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	1,606 (527,910)	1,155 (502,863)	1,155 (533,783)	千円	2)	

2. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 2021年度)	目標値 (令和6 2024年度)	実績値 (令和6 2024年度)	単位	達成度	本市による評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	財務状況維持	経常収支比率	102.5	100	102.9	%	a	A	I
		賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益	715,573	711,743	731,176	千円	a		

3. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 2021年度)	目標値 (令和6 2024年度)	実績値 (令和6 2024年度)	単位	達成度	本市による評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	経営基盤の安定化に向けた個人情報資産の保全	個人情報の取扱い事故の発生件数	0	0	0	件	a	A	I
②	人材育成	人事評価の評点が標準点以上をとった職員の割合	97.30	96.15	98.59	%	a	A	I

(※1)【 a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1. 実績値が目標値の100%未満、2. 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3. 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4. 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【 I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】

法人及び本市による総括

【令和5(2023)年度取組評価における本市の総括コメントに対する法人の受止めと対応】

- ・川崎市住宅基本計画に位置付けられた公社の役割を踏まえ、市営住宅や公的賃貸住宅の管理運営を適切に行いました。
- ・個人情報の保全について、取扱いルールの遵守、役職員研修の実施等により、個人情報を適正に取り扱った結果、個人情報の紛失や誤送付等の事故はありませんでした。
- ・人材育成について、評価者面談や職務遂行時におけるきめ細やかなコミュニケーション、指導等に取り組みました。また、各研修を計画的に実施したことで、職員の能力や業務知識の向上を図りました。
- ・業務の効率化・ペーパーレス化のため、勤怠管理における出勤手続、休暇申請、時間外申請等をシステム化しました。また、入札に関する申込・指名通知等の送付手続をオンライン化しました。
- ・すまいの相談窓口の新たなサービスとして、オンライン相談や、「ハウジングサロン」と「すまいの相談窓口」の双方をオンラインで繋いで相談ができる体制を整備しました。
- ・引き続き、川崎市と連携し、川崎市の住まいに関する施策の推進及び公社の主体的な取組の推進等に努めます。

【令和6(2024)年度取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など】

- ・本市の施策推進に向けた取組については、目標を概ね達成していることから、「川崎市住宅基本計画」に位置付けられた公社の役割を踏まえ、事業を実施できたものと考えています。
- ・業務・組織に関する取組は、目標を達成していますが、適正な個人情報の保全や人材育成については、取組をより一層強化することを求めます。
- ・今後も引き続き、市と住宅政策を連携して実施する重要なパートナーとして、その役割を一層高めるために、住宅事業者としてのノウハウを活かした取組の実施など、住まいや住環境の質の向上に向けた主体的かつ効果的な施策の推進を期待します。

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

1. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和6(2024)年度)

事業名	市営住宅管理事業
計画 (Plan)	
現状	市営住宅等における大規模修繕等の計画的な維持管理、入居者の円滑な移行や地域での居住安定に向けた取組及び的確な滞納対策の実施による適正な債権管理等、公営住宅法に基づき、住宅困窮世帯等に対する適切な市営住宅の提供を図ることが求められています。
行動計画	川崎市の管理代行者として、公営住宅法に基づき中立・公平な立場に立ち、真に住宅に困窮している世帯に対して多くの入居機会が与えられるように、適切な入居管理を行います。また、これまでの管理ノウハウを活かし、適切な修繕・維持管理を進めるとともに、これからの市営住宅の管理に求められる事項として、民間賃貸住宅等への移行のサポートや入居者と地域の支援の担い手とのつながりづくりを取組み、市の住宅施策と連携した「市営住宅管理事業」を推進します。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅維持管理業務及び市営住宅修繕業務については、川崎市営住宅管理業務仕様書に基づき適正かつ効率的に執行します。 ・入居者募集業務については、年4回の定期募集及び常時募集を継続して行うとともに、定期募集において公募割れや辞退等のあった住戸については、常時募集の活用や、募集住戸の選定スケジュールの調整により早期に次回定期募集を行うなど、空家解消率の向上に努めます。また、住宅に困窮する若年世帯や子育て世帯の入居機会確保等に向けて拡充された期限付き入居制度等に基づき、令和6年6月から開始される新たな募集については、市と連携し、円滑な開始・運用に向けた準備を行ったうえで、着実に対応します。 ・使用料滞納整理業務については、架電や戸別訪問、面談等により滞納者の生活状況等を把握し、必要に応じて福祉部門等と調整を図りながら対応を行います。また、使用料の着実な徴収と収入率の向上に向け、引き続き、口座振替の推進や収入申告書の提出案内、生活保護世帯への代理納付の促進等を積極的に行います。 ・市営住宅の適正使用の促進に向けて、承継者の不在や単身者の死亡時に生じる手続に早期に対応するとともに、承継無資格者への退去指導や迷惑行為等への対応を迅速かつ粘り強く継続して行います。また、高齢や障害により各手続が困難な入居者に対しては、福祉部門等と調整し、支援します。 ・各福祉部門やだいたいJOBセンター、公社内相談窓口等との連携による民間賃貸住宅等への移行のサポート、及び、入居者と地域のつながりづくり(地域包括支援センター等と連携し市営住宅集会所等を利用した勉強会等の開催等)の取組を推進します。 ・各自治会の円滑な運営に向けて令和4年度に作成・配布した「自治会活動の手引き」について、令和5年度に実施したアンケート結果や令和5年度に作成・配布した「川崎市営住宅自治会運営レポート」(自治会、地域包括支援センター等との連携により実施した勉強会等の事例を紹介)への反響を踏まえ、ニーズの高いテーマを取り入れた改訂案を作成するほか、巡回時等に自治会役員との面談の機会を設けるなど、情報共有や必要な情報の提供を行いながら、自治会活動への支援を継続して実施します。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1(空家解消率)関連】≪目標値85.3%/実績値77.4%≫ 令和6年度当初の空家(入居可能なもの)について、定期募集において辞退・公募割れとなった場合は、その理由に応じて次回の定期募集もしくは常時募集にかかる判断をし、できる限り早く住戸が活用されるよう努めました。</p> <p>【指標2(市営住宅等使用料収入率)関連】≪目標値99.55%/実績値99.20%≫ 次の取組により、収入率の向上及び滞納期間の短縮に努めました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①新規入居者に対しては、入居手続時に使用料振替口座の登録を確認し、滞納者に対しては、登録口座の変更手続を含めた確実な振替納付指導を行い、生活保護受給者に対しては、代理納付制度の活用を促すことで、滞納の未然防止に努めました。 ②収入申告書の未提出や減免申請の更新漏れに起因する使用料の高額化を防ぐため、架電や文書通知、戸別訪問等により提出を促しました。 ③使用料1か月分の滞納者に対しては、滞納発生後速やかに架電や戸別訪問による催告を行い、滞納の早期解消を図りました。 ④使用料2か月分以上の滞納者に対しては、日中の架電や戸別訪問による催告と併せ、適宜、夜間の架電や訪問による催告を行いました。また、滞納者の生活状況等を把握し、必要に応じて各区役所の地域みまもり支援センター(高齢・障害課、保護課)や、地域包括支援センター等と連携を取り、計画的に滞納の解消を図りました。 <p>【その他】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①川崎市営住宅管理業務仕様書に基づき、施設維持管理業務(エレベーター保守点検、給水設備管理、消防設備等各種法定点検)や、一般修繕・空家修繕・緊急修繕・大規模改修工事等を適正に実施しました。 ②期限付き入居制度を含む新たな募集の開始に当たっては、応募資格や対象者、優遇倍率の変更などについて社内で勉強会を行うとともに、市と連携して想定問答を作成し、お客様からの相談・質問に備えました。また、募集のしおりについて、間違いやお客様の誤解が生じないように、内容及び表現の確認を繰り返し行いました。準備の成果もあり、募集期間中のお客様の混乱は見られず、その後の資格審査や入居手続でも問題が生じることなく、円滑にスタートさせることができました。 ③入居者の民間賃貸住宅等への移行サポートとして、だいたいJOBセンターや各福祉部局、公社すまいの相談窓口等への橋渡しを行い、円滑な移行を支援しました。 ④高齢者・障害者等の入居者が居住を継続できるように、必要に応じて福祉部局と連携しながら、各種申請等の未提出や共用部不正使用(ゴミ部屋等)の解消等に向けた支援を行いました。また、地域包括支援センター連絡会議に出席し、市営住宅管理業務及び自治会支援に関する連携依頼を行いました。 ⑤公社独自の自治会支援策として、令和5年度に実施したアンケート調査の結果等を反映した「自治会活動の手引き」の第2版の案を作成しました。 ⑥入居者と地域のつながりづくりを目的とした自治会支援策として、各自治会のニーズを把握し、地域包括支援センターや区役所の関係部署等と連携し、「防災対策勉強会」や「健康体操交流会」等を実施しました。また、今までの取組事例を周知するために「川崎市営住宅自治会支援活動実績集」を取りまとめました。
----------------	---

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	空家解消率	目標値	73.1	80.3	82.8	85.3	87.8	%
	説明	年度当初における空家住戸のうち年度内に使用許可に至った住戸の割合		実績値	83.2	73.7	77.4	
2	市営住宅等使用料収入率	目標値	99.53	99.54	99.55	99.55	99.56	%
	説明	住宅使用料(現年度分)の収入率 ※R4～7年度の個別設定値: 99.29%(過去の平均値)		実績値	99.51	99.35	99.20	

指標1 に対する達成度	b	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満
指標2 に対する達成度	c	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1関連】
令和6年度当初に空家となっていた53戸について、速やかに定期募集を行うとともに、入居辞退や公募割れが生じた住戸については常時募集にかけ、できる限り早期の空家の解消を図ったことにより、41戸の入居が決定しました。また、辞退や失格による空家期間の長期化に対する対策として、令和7年度からの補欠制度開始に向けた検討を行いました。

【指標2関連】
滞納の月数や滞納者個々の事情に応じたきめ細かな催告や面談等を実施しました。連絡の取りにくい滞納者に対しては、夜間訪問を26件、夜間電話を459件、文書催告を135件増やし、接触を図りました。しかしながら、現在の物価高騰の影響を大きく受けている生活困窮世帯が収納対策の対象となっているため、収入率の向上には難しい環境にあり、取組や接触を増加したものの、目標値を下回ったと考えています。

【その他】
期限付き入居制度を含む新たな募集の開始に当たり、社内勉強会の開催や想定問答の共有、募集のしよりの綿密な確認等の準備を市と連携して行った結果、円滑にスタートさせることができました。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
	C	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	・指標1については、入居辞退が多くあった影響などにより、目標値を達成できなかったものの、空家を早く解消できるよう対応しており、一定の成果が得られた。 ・指標2については、目標値を達成できなかったものの、この理由として、公営住宅の性質上、低額所得者が多く入居していることから、食費、光熱水費などの生活必需品の物価高騰等の影響を直接受けたことなどが考えられ、こうした状況において、滞納の早期解消に関する取組として訪問や架電等を増やし、一定の成果があったため。

行政サービスコスト		目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	4,593,967 (4,607,108)	4,822,911 (4,853,082)	4,868,984 (4,899,155)	4,984,186 (5,014,357)	4,802,446 (4,832,617)	千円
	説明	本市財政支出(直接事業費)		実績値	4,504,586 (4,503,105)	4,138,416 (4,129,146)	3,992,918 (4,025,709)	

行政サービスコスト に対する達成度	1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上
----------------------	----	--

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

本行政サービスコストは、大半を工事費とした構成であり、工事の内容は、川崎市市営住宅等ストック総合活用計画等に基づく大規模修繕、入居者の退去に伴う修繕やその他の一般修繕等によるものであり、年度毎に増減します。令和6年度は、令和5年度比で大規模修繕工事件数の減などがあったことから、目標値比較で991,268千円の減となりました。

また、市営住宅管理業務仕様書に基づき適正に業務を行いながら、外壁や屋上防水、手摺改修の複数の工事を実施する住宅において、発注時期等を調整し、足場を共通で使用することで仮設費を抑制するなど、修繕費の縮減に向けた取組を実施し、目標値の範囲内のコストで業務を執行行うことができました。

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度)等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
	(2)	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	空家解消率及び市営住宅等使用料収入率について、目標に届かなかったものの、行政サービスコストの大半である工事や修繕について、コストの抑制を図りながら、必要な業務が実施されており、目標値を達成したため。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	II	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

本市施策推進に向けた事業取組②(令和6(2024)年度)

事業名	パートナーシップ事業
-----	------------

計 画 (Plan)

現状	「空家の増加」や「住宅確保要配慮者の増加」などの住宅政策を取り巻く現状と今後重視すべき課題を踏まえ、「既存住宅の活用強化と流通促進」や「重層的セーフティネットの構築」等に向けた取組が必要となっています。令和3(2021)年度時点で、「居住支援事業」「すまいの相談窓口業務」「居住支援協議会事務局業務」を実施しています。
行動計画	住宅政策を川崎市と連携して実施するパートナーとして、市民の多様なニーズに応えるため、公共と民間の中間的組織としての特性を活かし、抱える課題が複雑化する住宅確保要配慮者等からの相談に対して、福祉部局や支援団体、不動産団体との連携の中心となって、必要な支援に繋ぐ役割を担うなど、「パートナーシップ事業」の推進を図ります。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援事業については、制度の利用希望者等に対する説明や相談対応業務の実施、利用者の管理及び保証履行発生時の協力不動産店や保証会社等との連絡調整や事務手続を実施します。 ・あんしん賃貸支援事業では、物件情報や市の実施する支援情報の提供等により入居機会の確保に繋げるとともに、必要に応じて賃貸借契約手続等の転居等に必要の手続を支援します。 ・居住支援協議会の取組における相談機能としての役割を担う「すまいの相談窓口」については、サポート団体等との連携強化を継続して進めるとともに、物件情報の提供が少ない北部地域において居住支援法人と連携してサブリース等の手法で物件を確保する試行的な取組を実施します。また、新たなサービスとして、相談者の自宅と「すまいの相談窓口」を繋ぐオンライン相談を試行的に開始します。これらの取組について、公社ホームページに掲載するなどして利用を促します。その他、空家に関する利活用や管理、売却等の相談に対して情報提供を行うほか、要望に応じて当該空家の情報を連携する専門家団体と共有し、相談内容の解決に向けた取組を推進します。 ・居住支援協議会事務局業務については、川崎市との共同事務局として、会議やセミナー開催に係る連絡調整及び運営業務、支払業務、国庫補助申請等に係る事業費管理業務等を実施します。 ・もう一つの相談窓口であるハウジングサロンについては、マンション管理や住宅リフォーム等の無料相談(アドバイザー派遣を含む)、年2回のマンション管理基礎セミナー開催等の取組を実施します。これらの取組について、公社ホームページへの掲載、区役所等へのチラシ配架、関連団体が主催するセミナー等での案内等の周知広報に取り組むことにより、利用促進を図るとともに、ハウジングサロン相談窓口の利用者に対するアンケート調査等を実施し、相談ニーズを把握するなど、窓口サービスの向上に向けた取組を行います。 ・2つの相談窓口の相互連携の取組として、「すまいの相談窓口」の場所(公社川崎事務所)でのハウジングサロンの出張相談やオンライン相談を継続実施するとともに、新たにハウジングサロンの場所(中原区)での「すまいの相談窓口」の出張相談を試行的に開始します。



実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1(すまいの相談窓口における相談件数)関連】《目標値500件/実績値688件》</p> <p>①居住支援事業については、制度の利用希望者等に対する説明や相談対応等を行うとともに、協力不動産店や保証会社に対して申込・保証履行等の調整や事務手続を実施しました。</p> <p>②あんしん賃貸支援事業については、協定を締結している支援団体を通じて、外国人の内覧同行、契約立会い等の入居支援を実施しました。</p> <p>③すまいの相談窓口運営事業では、川崎市居住支援協議会の入居支援相談窓口として、住み替え相談業務及び空家相談業務を実施しました。川崎市居住支援協議会の会員である不動産団体や関連機関(だいJOBセンター、基幹相談支援センター等)と連携を図り、相談者の希望に沿った住み替え先や相談先等を適切に案内しました。</p> <p>④相談体制の強化として、川崎市と共同で以下の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続きサポート団体等との連携強化を図り、協同して相談対応を行いました。川崎市北部での困難事例について、居住支援法人や物件提供実績があるサポート店(不動産店)と協議調整し、物件提供に繋がられるよう連携体制を構築しました。行政窓口との連携強化を目的として、地域みまもり支援センターの地区支援係長会議にて、相談窓口の周知啓発を改めて行いました。また、新たなサービスとして、相談者の自宅等と「すまいの相談窓口」を繋ぐオンライン相談の仕組みや、ハウジングサロンの場所で、オンラインを利用して「すまいの相談窓口」の相談を受けられる体制を整備しました。(令和7年4月開始予定) ・川崎市自立支援協議会との連携により、住宅確保要配慮者の居住支援等に関する情報共有や連携体制の強化を図りました。 <p>また、空家の相談についても、相談窓口を案内するチラシを配布するなど、周知に努めました。その結果、相談が65件あり、そのうち11件を専門家団体へ、7件を残置物処分等の空家相談協力事業者へ、3件をハウジングサロンへ、2件を解体一括見積サービスに繋げ、その他市役所の適切な部署の案内を25件実施するなど、相談内容の解決に向けた取組を推進しました。</p> <p>⑤居住支援協議会事務局業務については、会議やセミナー等に関する連絡調整や運営業務、支払業務を担当するとともに、国庫補助金申請など、事務費管理等の業務を遂行しました。</p> <p>【指標2(ハウジングサロンにおける住宅相談・マンション管理相談件数)関連】《目標値640件/789件》</p> <p>①ハウジングサロンの運営については、NPO法人と連携し、住宅相談を336件(うち、住まいアドバイザー派遣現地相談4件)及びマンション管理相談453件(うち、住まいアドバイザー派遣現地相談30件)に対応しました。また、係争に関する相談5件(住宅相談4件、マンション管理相談1件)に対して、神奈川県弁護士会の「川崎すまいの相談」を案内しました。</p> <p>②ハウジングサロンの相談を「すまいの相談窓口」の場所に対して対応する出張相談を27件(住宅相談18件、マンション管理相談9件)実施しました。また、オンライン相談が可能であることを周知しました。</p> <p>③ハウジングサロンを案内するチラシについて、各種セミナーでの配布やかわさき情報プラザ・各区役所・市民館・図書館等に配架するなど、様々な機会を通じて周知や広報に取り組み、利用を促進しました。</p> <p>④ハウジングサロンの利用者に対して、利用実態、満足度、利用ニーズ等のアンケートを実施しました。全体の満足度について、回答者の9割以上から「満足」、「やや満足」との回答をいただきました。</p> <p>【その他】</p> <p>専門家講師によるマンション管理基礎セミナーを例年2回開催していましたが、令和6年9月1日(日)開催予定であった第1回については、台風接近等の影響により急遽中止となりました。再度の開催も検討しましたが、準備の段階で既に費用を要しており、また、第2回のセミナー日程が決定している中で、会場手配及び講師との調整等準備期間の不足から開催を見送りました。令和7年1月26日(日)に開催した第2回のセミナーでは、「給排水設備の基礎知識と配管更新工事の進め方～住戸内への入室が必要な給排水管工事の勘所～」をテーマにして、講義方式と動画配信方式で実施しました。参加者数338名(会場参加者71名、視聴者数推計267名)中77名の方からアンケートの回答があり、49名から「とても役に立った」、24名から「役に立った」との回答をいただきました。</p>
----------------	--

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	すまいの相談窓口における相談件数	目標値	458	500	500	500	500	件
	説明 すまいの相談窓口における相談受付件数	実績値		534	644	688		
2	ハウジングサロンにおける住宅相談・マンション管理相談件数 (R4年度までは(一財)川崎市まちづくり公社による事業)	目標値	659	552	640	640	640	件
	説明 ハウジングサロンにおける住宅相談・マンション管理相談の相談受付件数	実績値			702	789		

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満
指標2 に対する達成度	a	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1関連】

すまいの相談窓口については、関係機関等への周知啓発や、だいJOBセンターとの連携強化を更に進めたことにより、窓口の認知度が向上したものと考えられ、相談件数は目標値を上回りました。このうち空家相談については、ホームページやリーフレット等による周知・広報により、認知度が向上したものと考えられ、相談件数や専門家団体への連携件数が増加しました。

【指標2関連】

ハウジングサロンについては、ホームページやチラシ等による周知・広報により、相談件数が増加しました。このうち住宅相談では、融資・助成等や耐震(診断・改修)に関する相談が大幅に増加しています。マンション管理相談では、大規模修繕工事及び長期修繕計画等のハード面に関する相談が減少し、管理組合・総会・理事会の運営や管理規約の改正・運用等のソフト面に関する相談が増加しています。住まいアドバイザー派遣による現地相談については、資材高騰・作業員不足等による工事費増額の状況が続いており、令和5年度同様の件数に留まっていると考えられます。引き続き、利用者アンケートの結果による満足度や利用ニーズ等を踏まえ、ハウジングサロン相談窓口のサービス向上に取り組んでいきます。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A	<ul style="list-style-type: none"> A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った

行政サービスコスト		目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	12,989 (17,808)	12,203 (18,227)	21,221 (31,148)	21,221 (31,148)	21,221 (31,148)	千円
	説明 本市財政支出(直接事業費)	実績値		12,203 (21,881)	21,798 (32,695)	19,844 (35,972)		

行政サービスコスト に対する達成度	1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上
----------------------	----	--

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

「すまいの相談窓口業務」「居住支援事業」「ハウジングサロン運営事業」「住まいアドバイザー派遣事業」について、計画通りの委託費内で実施しました。なお、居住支援協議会事務局業務については、市からの委託事業ではないため、委託費には含まれておりません。

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」が行政サービスコストに対する達成度等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1)	<ul style="list-style-type: none"> (1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I	パートナーシップ事業については、川崎市の住宅・まちづくり施策の推進のため、引き続き、川崎市と連携をしながら適正な業務・運営を実施していきます。

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

本市施策推進に向けた事業取組③(令和6(2024)年度)	
事業名	賃貸住宅管理事業
計画(Plan)	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅供給公社が管理している賃貸住宅については、公的賃貸住宅として子育て世帯や高齢者世帯住宅として有効活用されています。引き続き、市民ニーズに合致した住宅政策実施のパートナーとして住宅供給公社の管理する良質な住宅について求められる役割は大きくなっていくと考えています。 ・一方で、管理している賃貸住宅の築年数は20年を経過している物件が多く、現在の高い入居率を維持していくためには設備のリニューアル等の空家対策に取組んでいく必要があります。
行動計画	住宅供給公社が管理している賃貸住宅について、空家対策や適切な建物管理等を実施することにより、現在の高い入居率を維持します。
具体的な取組内容	<p>公社ホームページ、大手不動産ポータルサイト、WEB広告等を利用して物件情報を発信するとともに、斡旋事業者を積極的に活用しながら空家の早期解消を図ります。</p> <p>また、公社所有物件については、モニター付きインターホンへの更新、インターネット光配線の導入、設備の更新等のほか、空家募集時には多様な入居者ニーズに対応するため、必要に応じてビルトイン式キッチンの導入や間取りの変更等を行い、入居率を維持していきます。</p>

実施結果(Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1(公社管理物件への入居率)関連】≪目標値95.9%／実績値97.4%≫</p> <p>高い入居率を維持するため、公社ホームページ上の空家情報を適時適切に更新するとともに、WEB広告の配信や協力不動産店を通じて大手ポータルサイトに空家情報を掲載するなど、広く情報発信を行いました。</p> <p>また、協力不動産店を活用し、空家の斡旋等を広く行うことで、空家の早期解消に努めました。</p> <p>公社所有物件については、インターネット回線への光配線の導入や、モニター付きインターホンの導入、温水洗浄便座・エアコンの設置、住戸内のリノベーション等のほか、脱炭素に寄与する取組として共用部照明のLED化を行い、物件価値の向上を図ることで、高い入居率を維持しました。</p> <p>【その他】</p> <p>高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助金の計算等に必要なシステムの保守、家賃補助金交付申請に係る報告書類の作成等を適切に実施しました。</p>

評価(Check)							
本市施策推進に関する指標	目標・実績	R3年度(現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	公社管理物件への入居率	目標値	95.9	95.9	95.9	95.9	%
	説明 公社管理賃貸物件への入居率	実績値	97.0	96.6	97.7	97.4	
指標1に対する達成度	a	<p>a. 実績値が目標値以上</p> <p>b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満</p> <p>c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満</p> <p>d. 実績値が目標値の60%未満</p> <p>※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載</p>					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)							
<p>空家募集においては、公社ホームページの更新、WEB広告の配信、協力不動産店の活用及び大手ポータルサイトへの情報掲載などにより、広く空家情報を発信することで、賃貸住宅市場への露出効果を高めました。</p> <p>また、入居促進策として、モニター付きインターホンの導入のほか、インターネット回線への光配線の導入、温水洗浄便座及びエアコンの設置など、物件力の維持、向上を図ることで、高い入居率を維持することができました。</p> <p>なお、公社賃貸住宅「スターブル塩浜」において、大規模な住戸改善工事を実施しており、工事期間中の入居者の退避部屋として利用するために、空き住戸の入居者募集を停止していることが影響し(令和7年3月末時点で13戸募集停止)、管理物件全体の入居率が令和5年度と比較して減少しています。</p>							

	区分	区分選択の理由
	<p>達成状況</p> <p>A. 目標を達成した</p> <p>B. ほぼ目標を達成した</p> <p>C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった</p> <p>D. 現状を下回るものが多くあった</p> <p>E. 現状を大幅に下回った</p>	<p>A</p> <p>積極的な広報や民間不動産店との連携、リノベーション工事等を実施した結果、入居率が目標値を上回る97.4%を達成するなど、公社管理物件の高い入居率維持と適切な管理を行ったため。</p>

行政サービスコスト		目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	1,606 (527,910)	1,155 (502,863)	1,155 (502,863)	1,155 (502,863)	1,155 (502,863)	千円
	説明	本市財政支出 (直接事業費)		実績値	1,155 (511,157)	1,199 (503,563)	1,155 (533,783)	

行政サービスコスト
に対する達成度

2)

- 1). 実績値が目標値の100%未満
- 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満
- 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満
- 4). 実績値が目標値の120%以上

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助金計算等に必要なシステム保守、家賃補助金交付申請に係る報告書類の作成等業務について、計画どおりの委託費内で実施しました。

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(1)

改善 (Action)

実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
		I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

2. 経営健全化に向けた取組①(令和6(2024)年度)

項目名	財務状況維持
計画 (Plan)	
現状	出資法人に求められる「自主的・自立的な経営」を実現するべく、安定的な事業運営を目指し、安定的に収益を上げながら、経常収支比率は、100%以上を維持しています。
行動計画	今後も安定的な事業運営を目指し、各事業を維持しながら、経常収支比率について、100%以上を維持します。また、賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益については、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度の公社賃貸住宅や施設等の経営状況、民間提携住宅管理事業の管理戸数の見通しをもとに各年度の事業収益を設定し、その数値を目標とします。
具体的な取組内容	<p>賃貸住宅及び民間提携住宅管理事業の事業収益確保のため、次の取組を継続します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公社ホームページ、大手不動産ポータルサイト、WEB広告等を利用して物件情報を発信するとともに、斡旋事業者を積極的に活用し、空家の早期解消を図る。 ・公社賃貸住宅については、モニター付きインターホンへの更新、インターネット回線への光配線の導入、設備の更新等により多様な入居者ニーズに対応する。また、空家募集時には、必要に応じビルトイン式キッチンの導入や間取りの変更等を行い、入居率の維持を図る。 <p>現在の良好な財務状況を維持するため、次の取組を継続します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の収支やキャッシュフロー等の把握、予定財務との比較・分析によりコストの管理・圧縮を図る。 ・債券の購入等による安定的かつ効果的な資金運用を行う。 <p>その他業務の効率化のため、次の取組を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤怠管理における出退勤手続、休暇申請、時間外申請等のシステム化を図る。 ・入札に関する申込・指名通知等の送付手続のオンライン化を図る。

実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	<p>【指標1(経常収支比率)関連】《目標値100%/実績値102.9%》 安定的な事業運営の実現のため、次の取組を進めました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 予実管理として、予定財務上の数値と実際の数値の比較を毎月行い、経営状況の把握に努めました。 ② 債券(川崎市グリーンボンド等)の購入により、安定的かつ効果的な資金運用を行いました。 ③ 業務の効率化・ペーパーレス化のため、勤怠管理における出退勤手続、休暇申請、時間外申請等をシステム化しました。また、入札に関する申込・指名通知等の送付手続をオンライン化しました。 <p>【指標2(賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益)関連】《目標値711,743千円/実績値731,176千円》 賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益の確保のためには、高い入居率を維持する必要があることから、公社ホームページ上の空家情報を適時適切に更新するとともに、WEB広告の配信や協力不動産店を通じて大手ポータルサイトに空家情報を掲載するなど、広く情報発信しました。</p> <p>また、協力不動産店を活用し、空家の斡旋等を広く行うことで、空家の早期解消に努めました。</p> <p>公社所有物件については、インターネット回線への光配線の導入や、モニター付きインターホンの導入、温水洗浄便座・エアコンの設置、住戸内のリノベーション等のほか、脱炭素に寄与する取組として共用部照明のLED化を行い、物件価値の向上を図ることで、高い入居率を維持しました。</p>
---------------	--

評価 (Check)

経営健全化に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	経常収支比率	目標値		100	100	100	100	%
	説明 事業活動の結果である経常収益とそれに費やした経常費用の割合	実績値	102.5	103.3	104.4	102.9		
2	賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益	目標値		704,243	711,743	711,743	702,949	千円
	説明 賃貸管理事業と民間提携住宅管理事業の事業収益の合算額	実績値	715,573	715,439	734,247	731,176		
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満					
指標2 に対する達成度		a	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1関連】

予実管理を確実に実施するとともに、会社の経営状況や必要な資金等を把握し、債券の購入等、資金運用を適切に行ったことで、安定した経営を継続しました。

【指標2関連】

賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益確保のため、会社ホームページの空家情報を適時適切に更新するとともに、WEB広告の配信や協力不動産店を通じて大手ポータルサイトに空家情報を掲載するなど、広く情報発信し、高い入居率を維持しました。
 会社所有物件については、インターネット回線への光配線の導入や、モニター付きインターホンの導入、温水洗浄便座・エアコンの設置、住戸内のリノベーション等のほか、脱炭素に寄与する取組として共用部照明のLED化を行い、物件価値の向上を図り、高い入居率を維持しました。

	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A

改善 (Action)

実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I 会社の安定的な経営を維持するため、予実の管理やコストの削減を行っていくとともに、賃貸管理事業及び民間提携住宅管理事業の事業収益については、収益の確保に向け、高い入居率の維持に取り組んでいきます。

3. 業務・組織に関する取組①(令和6(2024)年度)

項目名	経営基盤の安定化に向けた個人情報資産の保全
計画 (Plan)	
現状	住宅供給公社は、賃貸住宅や市営住宅の管理等を行っており、様々な入居者管理業務を行う中で、多くの個人情報を取り扱っています。個人情報を取り扱う際には、間違いを起こさないように注意を払って業務を行っていますが、令和2(2020)年度に、誤送付するという事故を1件起こしてしまいました。今後、同様の事故を起こさないように再発防止策を講じ、実施をしているところです。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取扱い事故を起こさないよう、倫理規程の遵守や内部統制の徹底等を図ります。 職員に対しては、社内で定めた再発防止策を徹底するとともに、日ごろから研修等を通して個人情報の適切な管理に関する意識の向上に努めます。
具体的な取組内容	<p>定期的な研修や新規採用者への研修については、実効性を高めるため、過去の事故事例等を踏まえた内容で実施します。また、各業務においては、個人情報の紛失等の事故を起こさないため、所属長等からの声かけ、確認を行います。</p> <p>【個人情報取扱ルールの例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 書類を社外へ持ち出す場合は、出発時・帰着時に所属長等の確認を受ける。 書類を事務所等で運搬する際は、所定の鍵付きバッグに入れて持ち運ぶ。 書類を送付する際は、宛先及び通数を複数名で確認する。 書類をメール又はファックスで送信する際は、宛先を複数名で確認する。また、メールに添付するファイルにはパスワードをつける。 <p>また、プライバシーマーク取得のために策定した個人情報保護マネジメントシステム(PMS)に基づき、年1回の内部監査、保有する個人情報の更新や委託先の管理、就業する役員・職員全員への研修等を通して、個人情報の適切な管理に対する意識の向上を図ります。</p>

実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1(個人情報の取扱い事故の発生件数)関連】≪目標値0件/実績値0件≫</p> <p>当公社で策定した個人情報保護マネジメントシステムに基づき、全役職員に対して定期研修又は新規採用時研修(派遣社員を含む)を実施して、情報セキュリティ対策、過去の事故例やその再発防止のための具体的なルールなど、個人情報の適切な管理に対する意識の向上を図りました。</p> <p>また、個人情報取扱ルールを徹底するため、年1回の内部監査のほか、日々の業務において委託先の管理、所属長による定期的な声掛けや運用状況の確認等を行いました。</p> <p>これらの取組の結果、令和6年度は個人情報の紛失等の事故は発生しませんでした。</p>
---------------	--

評価 (Check)

業務・組織に関する指標		目標・実績	R3年度(現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	個人情報の取扱い事故の発生件数	目標値		0	0	0	0	件
	説明 個人情報の紛失や誤送付等の事故件数	実績値	0	1	0	0		
指標1に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載						
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
過去に発生した個人情報の誤送付を受けて策定した再発防止策やその他の個人情報取扱ルールを遵守したことにより、年間を通して個人情報の紛失や誤送付等の事故を発生させずに業務を実施することができました。								

本市による評価

達成状況	区分	区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A 個人情報取扱ルールを徹底し、個人情報の取扱い事故を発生させなかったため。

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

業務・組織に関する取組②(令和6(2024)年度)	
項目名	人材育成
計画(Plan)	
現状	住宅供給公社では、公社独自の人事評価制度を導入しており、運用をする中で、適宜見直しを行っています。現在は、令和2(2020)年度に改定した人事評価制度に則り、職員一人ひとりの能力や実績について、各職位に求められる仕事を履行できているかを適正に評価し、評価結果を昇任や給与に反映しています。
行動計画	人事評価制度を実施するにあたっては、組織目標の設定、個人目標の確認や年度末評価を適切に行う必要があります。住宅供給公社では、目標管理委員会の設置や評価者面談を適宜行いながら、公平な人事評価となるよう努めます。
具体的な取組内容	役員・部長で構成される目標管理委員会においては、組織目標の決定や個人目標の確認を公正に行うとともに、委員は組織目標や個人目標の結果を各所属へ確実に伝えます。また、評価者は、目標設定時、中間フォロー時、年度評価時の各面談において組織・個人目標の共有や目標の進捗の確認などを丁寧に行うことにより、人事評価制度を通じて各職員の着実な成長を図ります。

実施結果(Do)	
業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1(人事評価の評点が標準点以上をとった職員の割合)関連】<<目標値96.15%/実績値98.59%>> 目標設定時、中間フォロー時及び年度評価時における被評価者との面談を通じて、コミュニケーションをとりながら、設定した個人目標の達成に向けた取組を確認することで、主体的な職務の遂行や能力の開発に努めました。 また、役員・部長で構成される目標管理委員会では、公正・適正な評価を行うため、すべての職員の目標・評価結果を委員が確認し、必要な調整や検証を行いました。</p> <p>【その他】 令和6年度の研修計画で定めた新規採用職員研修、昇任者研修、若年職員向け研修、メンタルヘルス研修、接遇研修、技術職員向け専門研修、個人情報保護研修等を計画どおり実施し、職制等に応じた能力や業務における知識の向上に努めることで、人材育成を推進しました。</p>

評価(Check)							
業務・組織に関する指標	目標・実績	R3年度(現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	人事評価の評点が標準点以上をとった職員の割合	目標値	96.05	96.10	96.15	96.20	%
	説明 休職(育児休業等)をしている職員を除き、人事評価の評点が標準点以上をとった職員の割合	実績値	97.30	98.59	98.48	98.59	
指標1に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)							
評価者面談や職務遂行時におけるきめ細かなコミュニケーション、指導等に取り組んだ結果、目標値を達成しました。また、令和6年度研修計画に基づき、各研修を計画的に実施し、職員の能力や業務知識の向上を図りました。							

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A	人事評価制度を適切に実施し、評価指標が目標値を上回ったほか、研修計画に基づき各研修を実施し、各職員の能力や業務知識の向上に努めたため。

改善(Action)	
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性の具体的内容
I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	人材育成は、公社事業の推進や効率的な組織運営を図る上でも重要な課題の一つと認識しているため、引き続き職員及び公社全体の知識や技術の向上を図ります。

法人(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
---------	-----------	-----	--------------------

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
損益計算書	営業収益(事業収益)	4,905,781	4,823,612	4,517,799	4,380,555	
	営業費用(事業原価)	4,692,259	4,586,706	4,246,972	4,190,019	
	営業費用(販売費及び一般管理費)	77,816	78,778	84,221	77,937	
	うち減価償却費	142,864	149,139	152,357	156,345	
	営業損益	135,706	158,127	186,605	112,598	
	営業外収益	5,513	9,221	19,067	35,167	
	営業外費用	23,033	13,959	13,918	21,584	
	経常損益	118,186	153,390	191,755	126,181	
	税引前当期純利益	115,021	152,820	191,755	94,729	
	税引後当期純利益	115,021	152,820	191,755	94,729	
貸借対照表	総資産	14,622,109	14,966,503	14,966,778	14,779,236	
	流動資産	3,953,659	5,429,225	4,163,387	3,548,072	
	固定資産	10,668,450	9,537,278	10,803,392	11,231,163	
	総負債	3,987,348	4,178,922	3,987,442	3,705,171	
	流動負債	1,402,920	1,563,884	1,362,484	985,076	
	固定負債	2,584,428	2,615,038	2,624,958	2,720,095	
	純資産	10,634,761	10,787,581	10,979,336	11,074,065	
	資本金	10,000	10,000	10,000	10,000	
剰余金等	10,624,761	10,777,581	10,969,336	11,064,065		
主たる勘定科目の状況(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
事業収益	賃貸管理事業収益+民間提携住宅管理事業収益	715,573	715,439	734,247	731,176	
事業原価	賃貸管理事業原価+民間提携住宅管理事業原価	545,313	530,085	526,727	551,812	
総資産	賃貸事業資産	8,237,303	8,120,834	8,049,088	7,969,855	
総負債	有利子負債(借入金+社債等)					
本市の財政支出等(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
補助金		186		5,506	5,340	
負担金						
委託料		4,608,375	4,517,943	4,155,907	4,008,577	
指定管理料						
貸付金(年度末残高)						
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)						
出捐金(年度末状況)		10,000	10,000	10,000	10,000	
(市出捐率)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
財務に関する指標		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
流動比率(流動資産/流動負債)		281.8%	347.2%	305.6%	360.2%	
有利子負債比率(有利子負債/純資産)						
経常収支比率(経常収益/経常費用)		102.5%	103.3%	104.4%	102.9%	
純資産比率(純資産/総資産)		72.7%	72.1%	73.4%	74.9%	
経常費用に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用		96.1%	96.5%	95.8%	93.6%	
経常収益に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益		93.8%	93.5%	91.7%	90.9%	

法人コメント

本市コメント

現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど
市からの委託料については、市営住宅修繕費(大規模修繕や小規模修繕)が大部分(約86%)を占めていますが、実費精算としているため、公社の営業損益等には含まれていません。令和5年度と比較して営業損益が減額となった主な要因としては、欠員補充や定期昇給等により人件費が増額となったことや、退職給付引当金や物件費についても増額となったことなどが挙げられます。	所有する賃貸住宅については、引き続き適切な維持管理を行うことで目標値である入居率95.9%以上を維持し、安定的な自主財源の確保に努めます。その他の事業においても、業務改善等を図り、安定的な財務状況を目指します。 パートナーシップ事業等の収益性の低い公益的な事業や高経年マンションの維持・再生に向けた効果的な支援策等の検討について、公社が一部費用を負担しながら実施することで、市民への還元を図ります。	収益に占める市の財政支出割合は高いですが、市営住宅修繕費が大部分を占めており、この費用は実費精算のため公社の営業損益等には含まれていません。今期においては営業損益が減額となりましたが、安定的で健全な経営を続けていると判断しています。今後も、賃貸住宅管理事業を適正に実施することで収益を確保しながら、公社としての役割を踏まえつつ、その特性を活かし、「パートナーシップ事業」をはじめとした住まいや住環境の質の向上に向けた先導的な様々な取組を推進することを期待します。

(2)役員・職員の状況(令和7年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	3	0	3	6	0	0
職員	81	0	11	1	0	1

【備考】

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解

・理由

・今後の方向性

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**令和4年3月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和4年度～令和7年度）」**に基づく、令和6年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

・本評価結果は、**上記方針に基づく3年目の評価**となるものであり、この間の物価やエネルギー価格の高騰など、**社会経済状況の変化が進む中においても各取組を推進し、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していくこと**で、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくもの**となります。

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「**行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会**」からの提言等を踏まえ、平成30年度に前記指針を「**出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針**」に改めました。当該指針において、**各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、方針に基づく取組の点検評価を実施していくこととしました。

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	(公財) 川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	(公財) かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	(公財) 川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	(公財) 川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	経営支援部金融課	川崎市信用保証協会
8		観光・地域活力推進部	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	(公財) 川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	環境局	総務部企画課	川崎未来エナジー（株）
12	健康福祉局	保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課	(公財) 川崎・横浜公害保健センター
13		長寿社会部高齢者在宅サービス課	(公財) 川崎市シルバー人材センター
14		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	(公財) 川崎市身体障害者協会
15	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	(一財) 川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	(一財) 川崎市まちづくり公社
17		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
18		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
19	建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	(公財) 川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	(公財) 川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	健康給食推進室	(公財) 川崎市学校給食会
24		生涯学習部生涯学習推進課	(公財) 川崎市生涯学習財団

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことに主眼があるため**、その実施を担保する取組評価となっています。

・すなわち、取組評価シートにおいては、まず「法人の概要」、「本市施策における法人の役割」、「現状と課題」、「取組の方向性」を明確にし、「4か年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の**各視点**から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方は次頁以降参照）。

・なお、法人情報として、**各法人の収支と財産の状況、主たる勘定科目の状況、本市の財政支出、財務指標等も確認**できるようにしています。

《取組評価シートの様式イメージ》

The image displays the layout of the evaluation sheet, divided into several key sections:

- 経営改善及び連携・活用に関する取組評価 (令和6(2024)年度)**: The main title and header.
- 法人の概要**: A table for basic information including the legal entity name, management, and business nature.
- 本市施策における法人の役割**: A table detailing the role of the legal entity in municipal policies, such as providing services, promoting regional development, and contributing to disaster prevention.
- 現状と課題**: A section for identifying current status and issues.
- 取組の方向性**: A section for defining the direction of future activities.
- 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組 (4か年計画の目標)**: A table for setting 4-year goals, categorized into:
 - 1. 本市施策推進に向けた事業取組 (Business activities for municipal policy promotion)
 - 2. 経営健全化に向けた取組 (Activities for operational soundness)
 - 3. 業務・組織に関する取組 (Activities related to business and organization)
- 計画 (Plan)**: A table for planning the activities, including the start/end dates and the responsible person.
- 実績結果 (Do)**: A table for recording the actual results of the activities.
- 評価 (Check)**: A table for evaluating the activities, including the evaluation criteria and the evaluation result.
- 改善 (Action)**: A table for identifying areas for improvement and the corresponding actions.
- 法人情報**: A detailed financial statement table showing:
 - (1) 経営状況 (Operating Status): Income statement items like revenue, expenses, and profit.
 - (2) 収支・財産の状況 (Financial Status): Balance sheet items like assets, liabilities, and equity.

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点								
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00

平均点(合計点÷指標の数)→ 3.00 2.67 2.00 1.33 0.33

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
 なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともに(－)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

※行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、1) から4) となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標の目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

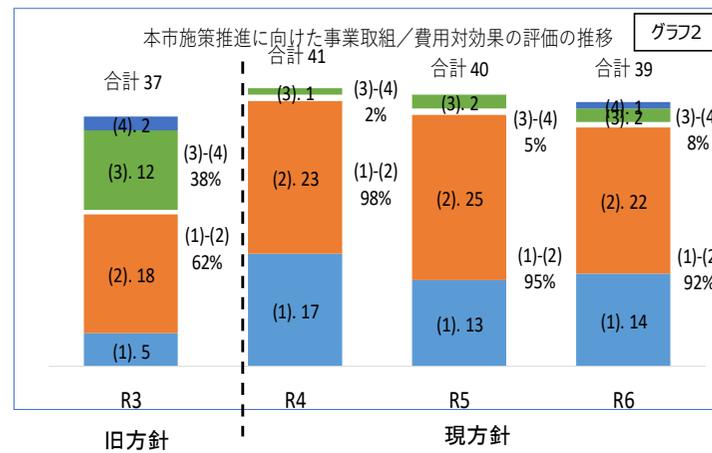
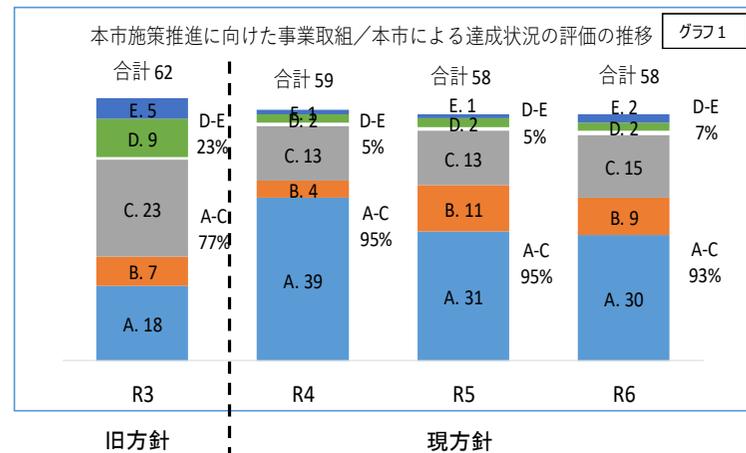
3 令和6年度 取組評価の総括

・本市施策推進に向けた事業取組（グラフ1）は、24法人で58件の取組（うち39件の取組が費用対効果（グラフ2）の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約93%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約92%と、**令和4年度の目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった**一方、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約7%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約8%と**目標未達となった課題のある取組も僅かに見られた**ところです。

・経営健全化に向けた取組（グラフ3）においては、30件の取組があり、**本市による達成状況の評価が全て「A、B又はC」となっており、経営面で一定の健全化が図られているものの、個別の指標では目標未達成の指標もあり、引き続き、物価高騰の影響など留意が必要**です。

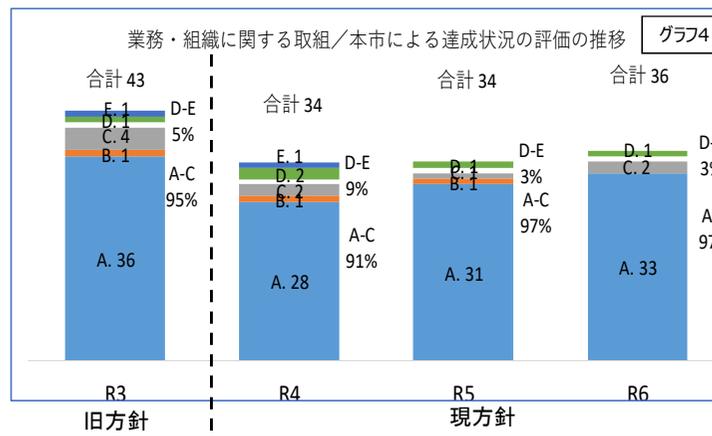
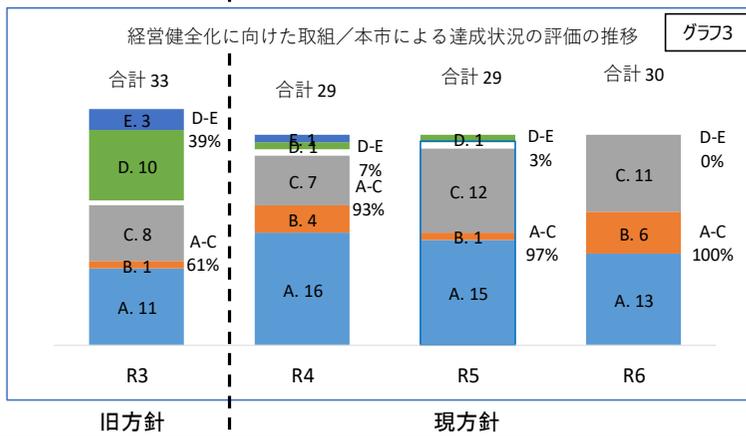
・業務・組織に関する取組（グラフ4）については、36件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約97%、「D又はE」となったものが約3%と**概ね適正な状況を保持**しています。

・令和6年度については、令和4年度、令和5年度と同様に**何れの取組においても一定以上の成果**があり、今後も引き続き、着実な各取組の推進が期待されます。一方で、**法人の設立目的はあるものの、今般の物価高騰の影響、また民間企業との競合が生じるなど法人の経営面に影響が生じていることから、法人の財務状況に引き続き留意しつつ、社会経済状況の変化や本市施策の進捗状況なども踏まえながら、出資法人が担う役割を改めて確認することが必要**である。



- ＜本市による達成状況の評価区分＞
- A. 目標を達成した
 - B. ほぼ目標を達成した
 - C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
 - D. 現状を下回るものが多くあった
 - E. 現状を大幅に下回った

- ＜費用対効果の評価区分＞
- (1). 十分である
 - (2). 概ね十分である
 - (3). やや不十分である
 - (4). 不十分である
- ※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

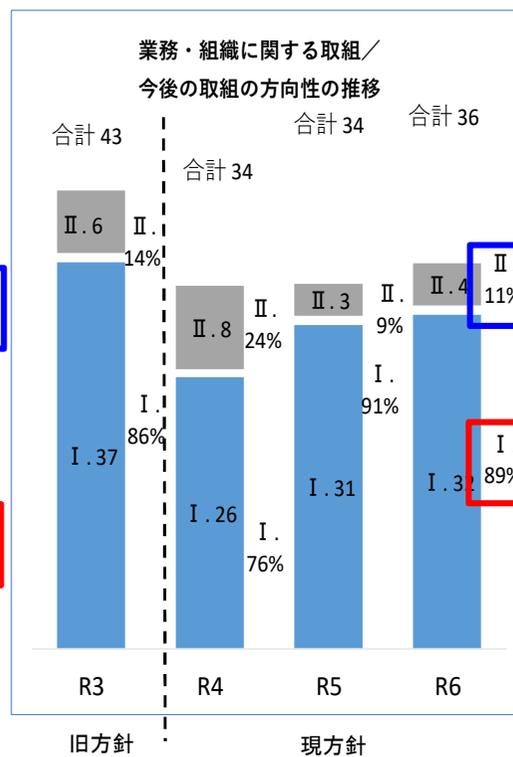
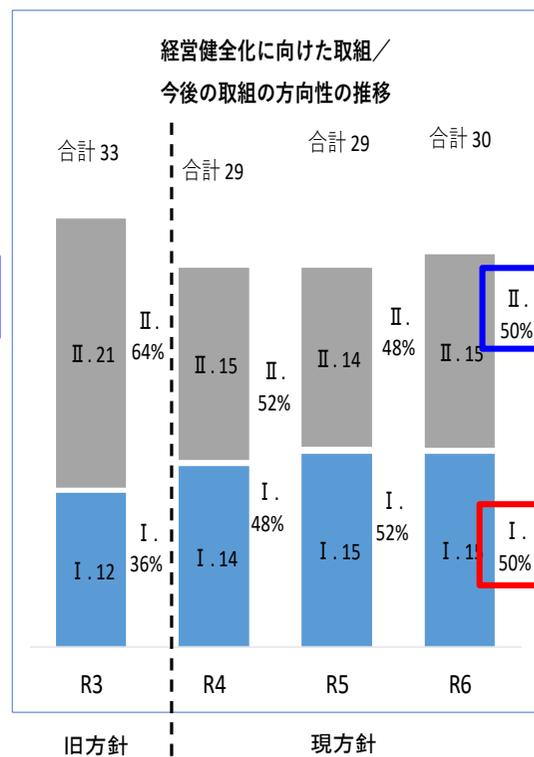
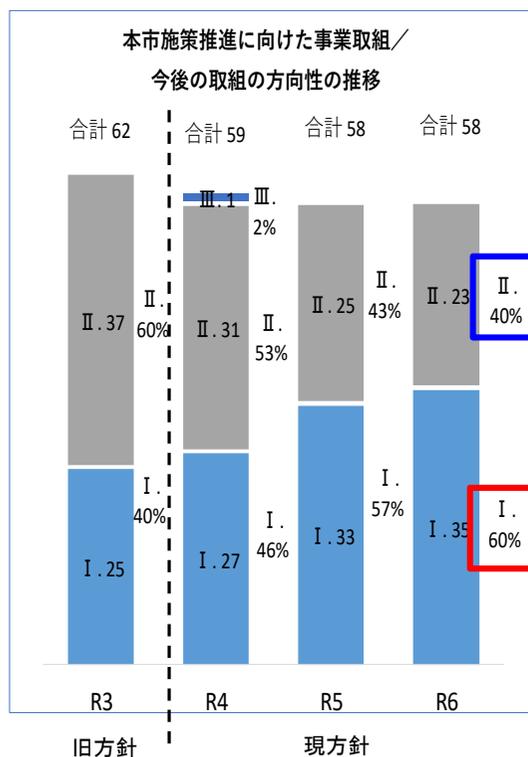


令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

4 令和6年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・下表の各取組において、令和6年度の今後の取組の方向性が「Ⅰ」となった約60%、50%、89%のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていくことが必要**です。
- ・各取組において、令和6年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となった約40%、50%、11%のものについては、**その要因を分析し、法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに、市としてもより緊密な連携を図っていくことや、社会状況等の変化により、法人としての役割の整理等を実施していくこと**も求められます。
- ・ただし、令和6年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会経済状況の変化により、関連する法人の経営計画に変更があったものや、令和6年度取組評価の状況を踏まえ一層の取組の推進を図るもの等**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて目標値の変更を行うものとします。

※今回の評価において、川崎市生涯学習財団の「寺子屋先生養成事業」については、入札により事業の受託ができなかったことから、本事業のみ取組評価の対象外。



＜今後の取組の方向性区分＞

- Ⅰ. 現状のまま取組を継続
- Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続
- Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

令和 7 年 8 月 4 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 出石 稔

令和 6 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の
審議結果について

令和 7 年度第 1 回及び第 2 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 6 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

別添

令和6年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和7年8月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 取組全体の評価
- (2) 審議内容

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、令和4年3月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下「連携・活用方針」という。）の令和6年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「連携・活用方針」に基づく3年目の評価となるものであり、評価全般に対し、この間の物価の高騰など、社会経済状況の変化が進む中においても取組の進捗状況を確認し、個別の評価については、方針策定時の現状を下回り、目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや、状況の変化により目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「連携・活用方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に、令和4年度から令和7年度までの4か年を取組期間として、実施するものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の3つを取組の柱として、計124の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「連携・活用方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定めるPDCAサイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した124の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に

係る現状・行動計画・指標と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

(1) 取組全体の評価

ア 「本市施策推進に向けた事業取組」

市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものが約 93%、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが約 92% となっており、目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった一方、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものが約 7%、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが約 8% と、目標未達成となった課題のある取組も僅かに見られたところである。

イ 「経営健全化に向けた取組」

市による達成状況の評価が全て「A、B 又は C」となっており、経営面で一定の健全化が図られているものの、個別の指標では目標未達成の指標もあり、引き続き、物価高騰の影響など留意が必要な状況である。

ウ 「業務・組織に関する取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 97%、「D 又は E」となったものが約 3% と、概ね適正な

状況を保持していると認められる。

上記取組について、令和6年度は、令和4年度、令和5年度と同様に何れの取組においても一定以上の成果があり、今後も着実な取組の推進が期待されるが、一方で、法人の設立目的はあるものの、今般の物価高騰の影響、また民間企業との競合が生じるなど法人の経営面に影響が生じていることから、法人の財務状況に引き続き留意しつつ、社会経済状況の変化や本市施策の進捗状況なども踏まえながら、出資法人が担う役割を改めて確認することが必要と考える。

(2) 審議内容

ア 社会経済状況の変化による各事業・取組への影響について

＜本委員会の意見＞

物価やエネルギー価格の上昇、人手不足などの社会経済状況の変化により、出資法人の各事業・取組においても大きな影響が発生している中、経費の上昇に対して適切な対応を実施していくとともに、深刻化する人材確保の課題についても、広域的な視点や関係機関・行政との連携による対応の検討など、将来の持続的な取組を見据え、知恵を絞って対応していくことが必要と考える。

＜市の見解＞

「連携・活用方針」に基づく取組評価は、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施しており、目標未達成となった課題のある取組については、その要因分析を的確に行いながら、本市施策へ与える影響等も適切に把握するとともに、社会経済状況の変化等に伴う新たな対応については、市と法人が緊密に連携し、人材の確保・育成に向けた具体的な対策を講じるなど、改善に向けた取組が

必要と考える。

イ 出資法人における経営改革等の共有について

<本委員会の意見>

出資法人の経営にあたって、各法人における制度や分野、公共性と民間でのマーケットビリティの違いなどはあるものの、民間企業での経験やノウハウを各法人の経営改革やマネジメントに共有していくなど、法人間での好事例の横展開を行うことは必要であると考えます。

<市の見解>

本市の出資法人の形態は、公益財団法人から株式会社、一般財団法人、個別法に基づく法人とあり、設立目的や期待される役割・ミッション、また抱えている課題も法人ごとに様々な状況にあるものの、本市としては、出資法人の「自主的・自立的な経営」、「行政機能の補完・代替・支援」という2つの使命を踏まえつつ、法人運営の最適化や本市の施策の推進に向けた取組、ガバナンスの確保等に関する指導・調整とともに、法人の様々な取組事例や課題に関して共有化を図ることは、効率的・効果的な施策推進に寄与することから、様々な形での共有化の取組を実施していくことは重要であると考えます。

ウ 出資法人の存続意義等について

<本委員会の意見>

出資法人の「効率化・経営健全化」と市との「連携・活用」を図るため、毎年度、PDCAサイクルを着実に実施し、経営健全化の取組を適切に行っていくことは引き続き必要であるものの、法人の経営状況（指標）が「目標未達であること」のみをもって法人の存続意義を議論するのではなく、法人の設立目的やミッションが現在の社会経済状況に適切に対応できて

いるかなどの観点をもって、検討、確認していくことが重要と考える。

<市の見解>

出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を持ちながら、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで、行政機能を補完・代替・支援するという役割が期待されているところであり、「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」においては、「連携・活用方針」に基づく点検評価により、著しく有効性及び効率性が低下し、状況が改善されない事業が把握された場合は、そのあり方や手法の見直し等を検討することとしている。

令和8年度を始期とする新たな「連携・活用方針」の策定に向けては、改めて、社会経済状況の変化や本市施策の進捗状況なども踏まえながら、「連携・活用指針」に基づき、出資法人が担う公共的な役割の妥当性等を検証し、法人の設立目的や存続意義等も含めて検討するとともに、取組の評価を行える指標等を改めて検討し設定する必要があると考える。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解（計 11 件）

項目	意見	市の見解
かわさき市民活動センターの市民活動推進事業について	<p>・指標 1 「施設利用者数」について、目標値と実績値の乖離が毎年大きい。目標値はコロナ禍前の状況を考慮して設定しているとのことだが、法人コメントでは「コロナの影響もなくなりつつある中」とあるが、その状況下で実績値が伸び悩んでいることについて、原因の深堀りが必要ではないか。</p>	<p>・実績値が目標値に達しなかった理由としては、コロナ禍をきっかけに、コロナ禍前から施設を利用していた団体が活動を止めたり、オンライン利用に切り替えたことなどが主な理由の一つと考えています。このような状況を踏まえ、令和 7 年度については、事前の登録制の廃止、レイアウトの変更、中高生が使いたくなるフリースペースにするためのアイデア検討会を行うなど、これまで以上に市民が利用しやすく、魅力のある施設にすることにより利用者数を向上させる取組を実施しております。今後も改善を重ねながら、利用者数の増加に向けた取組を実施します。</p>
川崎アゼリアの施設環境整備事業について	<p>・指標 3 の通行者数の目標値の変更は、事業の進捗に合わせた上方修正ということによいか。</p>	<p>・通行者数の目標値の変更について、来街を誘引する立ち寄りやすい雑貨店を誘致した他、新アゼリアカードの発行に伴う 10 倍ポイントキャンペーンや広場等を利用した短期催事・イベントの開催など、誘引施策の展開による取組の進捗を踏まえ、直近 4 年で最高値である令和 6 年度実績値を令和 7 年度の目標値とするものです。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・指標 2 の CO2 排出量は逡減化しているが、令和 7 年度の目標値を実績を踏まえ変更（排出量を下げる）したほうがよいのではないか。 ・令和 7 年度の行政サービスコストを増額変更（修正）しているが、その主な理由は何か。令和 6 年度実績程度に収めるなど、企業対応では困難か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2 排出量について、空調機設定温度等の調整など環境に配慮した施設維持の取り組みを続けており、直近 4 年間の最高値である令和 6 年度実績値を令和 7 年度の目標値に変更します。 ・行政サービスコストの令和 7 年度の増額について、公共地下歩道の性質と障害者福祉への観点から、アゼリア地下街への点字ブロック設置等に関して、市が財政的負担を行い、アゼリアが整備を行うことから、同額分変更するものです。
<p>川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部顧客への利用料金の値上げにより、経営面で改善されたと思われるが、場内事業者への利用料金への見直しの実施の見通しについて、その取組効果を踏まえどのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・場内事業者に対する利用料金についても、令和 6 年度中に顧客と交渉を継続し、令和 7 年 4 月から改定するなど、全ての事業者に対する利用料金の値上げを行いました。今後も、電気料金をはじめとする諸物価、人件費等の上昇傾向が継続する場合には、売上高の維持・向上の取組に加えて、サービス提供原価に見合った利用料金の再改定を検討していく必要があると考えています。

<p>川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱量や稼働率の目標未達が続く中（特に北部市場水産物部の取扱量が減は顕著）で、長期借入金の完済や市への減免申請の取り止めといった経営健全化に向けた取組の効果は認められる一方、今後の実績値向上に向けては、場外事業者の利用増加など着実な取組の推進をしながらも経費の削減に努めるとのことであるが、現体制の維持を前提としているのであれば、簡単な話ではないのでは。 ・将来の市場機能更新に係る対応の前提となるそもそもの市場機能のあり方も見据え、経常利益の確保が必須となる中で、今後の取組の実現性についてどのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北部市場の機能更新において、冷蔵設備の主な利用者となる場内の水産卸売・仲卸事業者の構成や、冷蔵保管需要の変化を着実に予測しながら、適度な比率で場外事業者との取引を継続することは、法人の安定的な経営を維持するために必要であると考えています。 ・現在の場外事業者の利用動向を分析する中で、市場内の冷蔵倉庫であっても、周囲に大型冷蔵倉庫がない立地環境を活かして、場外事業者からの需要を獲得することについては、一定のポテンシャルがあると考えており、既存顧客への聞き取りによりニーズの的確な把握に努めるマーケティングの実施など、引き続き、顧客獲得の方法を検討しています。
-----------------------------	---	--

<p>川崎市シルバー人材センターのシルバー人材センター受託事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの登録年齢は60歳からということだが、定年の延長や再雇用など60歳以降も必要とされる現在の求人状況を考慮したものとなっているのか。今後の検討が必要ではないか。 ・行政サービスコストが大幅に減少している理由が、事業の効率化等によるものではないと思われるが、今後の見通しについてどのようなになっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの事業は「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」で定められ、第37条において都道府県知事から指定を受けています。高齢法における定年の下限が60歳と定められている現在、全国のシルバー人材センターでは登録年齢は60歳以上とされ、年齢の上限はありません。当センター登録会員の平均年齢は76.8歳と高齢化が進んでおり、高齢化が進む会員に対する就業環境の整備及び就業先の開拓等を進めていく必要があると認識しています。第4期基本計画において、就業の場を確保するだけでなく、就業以外の社会参加や生きがい創出のための活動の場の確保についても検討し、高齢者の多様なニーズに対応できる組織になるよう努めてまいります。 ・行政サービスコストにおける市委託料は、センターにおける委任・請負業務であり、12%の事務費を除いた額は全て就業会員へ支払う配分金となります。令和5年度及び令和6年度では市大型受注の契約終了に伴い、委託料は大きく減少していますが、今後においては、新規受注の開拓等を着実にを行い、企業・公共等の受注拡大を図ってまいりたいと考えます。
---	---	---

<p>川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同協会の事業対象者は、障害のある方が多いと思われる中で、高齢者や基礎疾患を理由に目標が達成（事業に参加）できなかったとなっているが、それではいつまでも事業が推進されないのではないか。なぜ参加できないのか、またその対応策を深掘りして検討する必要があるのではないか。むしろ、これからを見据えた場合、高齢者や障害者など対象が増える可能性がある中で、きちんとした現状分析が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活訓練等事業は、以前から参加者のうちリピーターの方が占める割合が多く、この方々が高齢化や障害の重度化により外出のハードルが高くなり、本事業への参加が難しくなったことが、参加者数の伸び悩みの主たる要因と考えています。 ・このことを踏まえ、今後の事業推進にあたっては、リピーターや高齢者だけでなく、若い年代など新たな層の獲得が必要であると認識していますので、若い年代も参加しやすい体制や興味をもってもらえる内容などの検討と併せて、他の機関や共催団体とも連携し、新しいアプローチ方法の模索に取り組みたいと考えています。 ・また、生活訓練等事業については、障害別に教室を開催しており、参加者数を伸ばしている教室もあることから、取組の好事例を他の教室開催に横展開を行うなど、参加者増へつなげるよう、実施内容の改善に取り組みます。
-----------------------------------	---	---

<p>川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指標1の生活訓練等事業への参加者数は、実績は横ばいないし減少傾向にあるところ、令和7年度の目標値に変更はないが、現実的に実現可能性はあるのか。 ・指標2のスポーツ大会等への参加者数は、令和6年度目標をクリアしているが、令和5年度実績を下回っている。また、すでに令和7年度目標を上回っていることから、協会の取組み（思惑）と目標・実績が連動していないようにも見受けられるが、どのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指標1の生活訓練等事業への参加者数についてですが、令和7年度の目標値が3,800人に対し、直近令和6年度の実績値は1,844人となっています。参加しやすい企画の実施など、多くの方が参加いただけるように取り組んでおり、複数の企画で、令和5年度から参加者数の増加に繋がりました。しかしながら、令和6年度の実績値と令和7年度の目標値の乖離幅から現状では目標値を達成することは難しいと考えており、現状の分析と今後の取組を検討するため、改めて共催団体とともにニーズの把握を行ってまいります。 ・指標2のスポーツ大会等への参加者数についてですが、自由参加のイベントなどにおいては、天候により影響されることもあることから、実績を予見しづらい面があります。 ・令和5年度に対し令和6年度の参加者数が減少している主な理由は、令和5年度の市民祭りにおいては、体験系のブースの出展は本会のみでしたが、令和6年度は、例年どおり複数の出展者があり、参加者が分散したことにより1,600人から1,300人になったと分析しています。
-----------------------------------	--	--

<p>川崎市公園緑地協会の緑のボランティア事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・等々力緑地の PFI 事業で失った収入を取り返す手段として、具体的にどのような取組を実施しているのか。また、今後の対応等について、どのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度以降、協会の経営の健全化のための組織体制の構築に向けた検証を行い、市と協会で協議を重ね、事業の見直しと効率化を図りながら、収益確保に向け取組を進めてきました。 ・令和 6 年度には、駐車場運営の効率化や新規駐車場調査の検討を行うとともに、自動販売機の設置拡充の推進、キッチンカーなどの活用と拡充などを進め、また、緑関係施設の指定管理事業の受注、持続的な協働の取組に向けた中間支援等業務委託のプロポーザルへの応募にも積極的に取り組み、みどりの専門知識を有した新規プロパー職員 2 名を採用するなど、効率的な組織体制を整備しながら事業拡充を図ってまいりました。 ・一方で、現状も赤字経営が続いている状況を踏まえ、収益のさらなる確保に向けて、今後の対応として、プロポーザルへの応募のほか、川崎市 PPP プラットフォームセミナーの参加を通じて情報収集と職員のスキルアップを図り、新規事業獲得に努めるとともに、新規駐車場の調査や自動販売機の設置に向けた各区地域への営業を実施するなど、持続可能な協会運営を目指してまいります。 ・なお、令和 6 年度に開催された全国都市緑化かわさきフェアのレガシーとなるグリーンコミュニティの形成における重要な中間
---------------------------------	---	--

		<p>支援事業者としての参入を目指しており、これまで協会が培ってきた地域住民や市民ボランティアとの信頼関係は、グリーンコミュニティの形成における大きな財産であることから、こういった強みを生かし、新たな収益の確保に向けても取組を進めてまいります。</p>
<p>川崎臨港倉庫埠頭のコンテナターミナル管理運営事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目標と実績の乖離が大きい中で、目標値、また目標値の設定についてどのように考えているのか。 ・しっかりとした原因分析を行ったうえではあるが、出資法人の連携・活用という観点では、到底達成できない目標を追い続けることは現実的ではないのであれば、例えば次期方針の検討にあたっては、法人がマネジメントできる指標を設定するということも必要なのではないか。 ・また、市として20万TEUを目標と掲げるのであれば、達成に向けたロードマップはきちんと考えていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値の設定については、コンテナ取扱貨物量が令和2年度までの間、10年連続で増加し、同年度には過去最高の16万TEUを記録したため、令和4年度以降、毎年1万TEU増加させることで、官民目標である令和7年度までに20万TEUの目標を達成するという考え方によるものです。一方で、令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症を発端とする世界的な物流の混乱により、川崎港においては、船社による航路スケジュールの変更や貨物集約化の影響を受け、コンテナ取扱貨物量は令和5年度まで減少しています。令和6年度においては、対前年度比で貨物量が僅かに増加に転じていますので、過去最高の取扱量であった16万TEUの水準まで貨物量を回復させ、さらに官民目標である令和11年度までに貨物量20万TEUの達成に向け、引き続き官民一体となってポートセールス等に取り組む必要がある点に変わりがないことから、現方針期間中において、目標値の修正は行わないこととします。

		<ul style="list-style-type: none">・一方で、社会状況の変化に拠るところが大きいものの、目標値と実績値の乖離が著しい状況が続いている状況を踏まえ、次期方針の策定に向けて、法人がマネジメントできるような指標設定について検討を進めます。・また、コンテナ取扱貨物量 20 万 TEU の目標は、市が単独で掲げるものではなく、官民で構成される川崎港戦略港湾推進協議会において掲げているものです。ポートセールスの活動方針については、同協議会において各年度で国内外のターゲット・エリアを選定し計画的にポートセールス活動を行っています。目標達成に向けて、まずは、協議会の方針に沿ってポートセールス活動を推進し、過去最高の取扱貨物量となった令和 2 年の水準までに回復させるとともに、令和 6 年度からのコンテナ貨物補助制度のトライアル事業の新設、今後の扇町地区への大手荷主の物流倉庫の建設予定及び臨港道路東扇島水江町線の完成予定などを好要因として、川崎港の利便性等が向上することを PR し、更なる貨物量増加のため、新規顧客の獲得や既存顧客へのフォローアップ、喪失顧客の再獲得に向けて官民一体となって取り組んでいきます。
--	--	--

<p>川崎臨港倉庫埠頭のコンテナターミナル管理運営事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界的なサプライチェーンの混乱や、中東地域の情勢等の影響を受け」など目標未達の理由について、世界経済状況等の外的な要因との記載があるが、こうした外的要因が収まれば「コンテナ取扱貨物量」は回復すると考えているのか。また、法人としてできることを着実にやっていく必要もあると考えるが、ポートセールスも含めどのようなことに取り組めるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症を発端とする世界的な物流の混乱により、川崎港においては、船社による航路スケジュールの変更や貨物集約化の影響を受け、コンテナ取扱貨物量が令和5年度まで減少していたところですが、川崎港の利便性をPRすべく、官民で連携したポートセールス活動を継続的に行い、令和6年度は貨物量が対前年度比で僅かに増加に転じたところです。なお、新型コロナウイルス感染症がもたらした船社による航路スケジュールの調整や貨物量の多い港湾への貨物の集約化の影響等は、貨物量減少の要因となった新型コロナ感染症が収束した後も、一度定着した輸送ルートを改めて川崎港揚げに戻すことは容易ではありません。 ・これまでの継続的なポートセールス活動において、川崎港の利便性をPRしてきた中で、その成果として、令和7年6月には川崎港と釜山港を結ぶ新たなコンテナ定期航路が開設されたところであり、今後、釜山港経由で北米や欧州をはじめとする世界の主要港と川崎港が結ばれることから、これまで獲得ができなかった新たな荷主の獲得が見込まれます。 ・そのほか、貨物量増加につながる動きとしては、今後の扇町地区への大手荷主の物流倉庫の建設予定及び臨港道路東扇島水江町
-------------------------------------	---	--

		<p>線の完成予定などがあり、これらを好要因として、川崎港の利便性等が向上することをPRし、新規顧客の獲得や既存顧客へのフォローアップ、喪失顧客の再獲得に向けて官民一体となって取り組んでまいります。</p>
<p>川崎市消防防災指導公社の防火防災及び救急に関する普及啓発事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民救命士等の養成者数についても、達成できない理由を深掘りする必要がある。 ・目標値の設定の仕方として、しっかりとした分析の結果、真に達成できない理由があるのであれば、率など目標設定の工夫する必要があるのではないのか。 ・事業に必要な募集人員が確保できず結果的に事業収益が改善したとなっているが、法人の将来の経営を見据えた場合、（表面的、会計的な観点より）根本的な解決にはつながらないのではないのか。 ・昨今重要性が増している防災関係KPIの目標が軒並み未達。目標は適正であったのか。 ・地震体験の入札不調等とはどのようなも 	<ul style="list-style-type: none"> ・指標1の「救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合」について、コロナ禍などの社会変容があったことから、他者との身体的接触に対する市民の心理的負担の増加などが未達要因の一つとして想定できますが、その他にも様々な要因が影響している可能性も考えられますので、実施割合の向上に向けては、まず、市民救命士等を1人でも多く養成していくことが重要であると認識しています。 ・指標2の「市民救命士等の養成者数」については、令和3年度から指標としており、公社への業務委託前の実績値（各消防署8署で同事業を実施していた際の養成者数）等を踏まえて目標値を設定しましたが、事業に携わる人員がはるかに多い状況においての実績値でしたので、現状の消防指導公社の体制に照らすと、目標値としては高い設定であったと認識しています。 ・一方で、両指標ともに、目標未達が続いているものの、令和4年度から実績値は毎年増加していることを踏まえ、引き続き多様

	<p>のか。その原因分析はできているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務的にはまだ問題は大きくはないが、それよりも活動目標を目指すだけの経営資源が投入できていないのではないか。 	<p>な市民ニーズに応えられるよう、効率的・効果的な講習の実施形式等を検討し、市民救命士等の養成に努めるとともに、次期「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定に向けて、適切な目標値設定についても併せて検討したいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標3の「地震体験車の利用者数」については、令和4年度及び令和5年度は目標を大きく上回っていましたが、令和6年度は契約時期が遅れたことが影響し、令和6年度は目標未達になったものと考えています。なお、令和7年度は4月から契約しており、目標は達成できるものと考えており、目標は適正であると認識しています。 ・上記契約時期の遅れの詳細としては、地震体験車の派遣を伴う消防訓練委託事業について、前年度までの実績により適切に積算した上で一般競争入札を実施しましたが、予定価格超過のため不調となったものです。なお、入札不調となった原因につきましては、入札事業者の人件費増加等によるものと分析しています。当該事業については平成27年度から一般競争入札を実施していますが、令和6年度においては、当初入札参加意志を表明した事業者が、公社以外にも1社あったものの、同社については人員確保が困難であるという理由で、入札直前に辞退したことから、仕様
--	---	--

		<p>書に定める人員配置等に対応できる業者が公社以外に存在しないため、随意契約締結について検討し、令和6年9月、契約締結に至っています。令和7年度につきましては4月から随意契約方式により契約を締結しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・消防指導公社の人員確保についてですが、人員が確保できないことにより事業自体の実施も危ぶまれてくると認識していますので、人材確保、人材流出防止も含め、経営改善に向け、公益目的事業としての適正収支の確保、収益性の向上、職員の処遇改善について市と公社で連携し、取り組みます。・経営資源については、御指摘のとおり、目標を達成するための人員が足りず、人員確保及び人材流出防止について課題であると認識しています。市と公社で連携し、改善できるよう取り組みます。
--	--	--

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解（計 13 件）

項目	意見	市の見解
<p>川崎市文化財団の自立性の確保について</p>	<p>・法人コメントでは「物価高騰等の社会状況の影響などにより支出が増えた」とあるが、令和 5 年度取組評価では、人件費や物価高騰のほか、特にミュージア川崎シンフォニーホールの主催事業は円安の影響も受けたとされているが、引き続き影響はあったのか。引き続き影響があった場合には、例えば、海外オーケストラの招聘公演のような取組は、大人数の渡航費・滞在費など為替や物価変動によるリスクが大きいと考えられるが、仲介あっせんを行う事業者などの関係主体とは適切なリスク分担がなされているのか。また、その分担について、見直しの余地があるのか。</p>	<p>・令和 6 年度に開催した海外オーケストラ 2 公演についても、前回開催（平成 30 年度及び令和元年度）と比較すると、委託金額は 15～30% 程度上昇しており、渡航費等を含む為替レートの影響を受けていると考えます。</p> <p>・リスク分担については、オーケストラにより出演料が異なる中で、公演予定の数年前からスケジュール、公演内容の調整等を行っており、高額な出演料を要する著名なオーケストラの公演をはじめとして、この先の社会情勢を見据え、上昇金額を考慮しながら契約限度額を設定し、適正なリスク分担となるよう招聘元と調整し、契約しています。</p> <p>・また、現在の契約上、リスク分担については、「不可抗力のため実施不可能になった場合には協議」としていますが、物価変動に関しては、特に明記されていません。しかしながら、社会状況の影響を更に大きく受けると想定される場合については、リスク分担のあり方も含めて、今後も、招聘元とも慎重に協議を重ねていきます。</p>

<p>川崎市文化財団の自立性の確保について</p>	<p>・指標2「一般正味財産額」の目標未達、また前年度からの減少（今年度赤字計上）は、収入増を上回る経費増（物価高騰や円安の影響）によるものということだが、増収努力は素晴らしいものの、収支改善に向けて想定している具体的な取組などの方策の有無を確認したい。</p>	<p>・コロナ禍以降、映画業界の観客は8割程度までしか回復しておらず、指定管理施設のアートセンターも同様の状況となっています。劇場はこれまで定期的に劇場を借りていただいた団体が都内に移転したことなどにより貸館収入が減少しました。令和6年度は大幅な減収となったことから、令和7年6月に経営改善計画を策定し、財政の再建、集客及び認知度の向上の3本を柱にすえ、改善に向けた取組を進めます。具体的には、映像館においては、これまで休映日としていた月曜日の上映や、劇場の公演や貸館がない日における、劇場での映画上映などにより増収を図るほか、演劇の制作に伴う人件費の高騰から可能な限り内製化を図り経費の削減などの取組を令和7年7月から行うこととしました。</p> <p>・音楽ホール等を兼ね備えたミュージアム川崎シンフォニーホールについては、引き続き、入場料収入及び施設利用料収入等の確保の他、主催事業等を含む委託費の精査、効果的・効率的な事業執行、デジタル化等による諸経費の削減等、利用者へのサービス提供や満足度を妨げない範囲での支出削減に向けて取り組んでいます。</p>
---------------------------	---	--

<p>川崎市スポーツ協会の収益性の確保について</p>	<p>・かわさき多摩川マラソンの申込数増加により収入が増加した一方で、物価高騰等の影響により、赤字決算となり正味財産額が減少したということだが、具体的にどの点に物価高騰等の影響があったのか。マラソン参加料の改定も含めて、法人全体の収益構造の改善に向けた取組を検討すべきと考えるが、具体的な取組イメージがあるか確認したい。</p>	<p>・物価高騰等の影響としては、各種事業の実施に伴う、消耗品費・委託費・雑費などが増加したこともあり、赤字決算となったところでは。</p> <p>・収益構造の改善に向けた取組として、現在指定管理を受けている施設について継続して指定が受けられるよう、代表企業・構成企業と連携し取り組むとともに、市内の団体・企業等に新たな賛助会員・寄付金等を獲得するための引き続きの働きかけや、令和7年度から一部教室・イベント参加料の値上げを実施します。</p> <p>・なお、かわさき多摩川マラソンの参加料について、令和6年度</p>
<p>川崎市スポーツ協会の収益性の確保について</p>	<p>・大きな赤字計上ではないが、目標は未達とのこと。スポーツ教室値上げや参加料の改定等増収努力の跡は見られるが、事業性を確保するのは難しいのではないか。収支改善に向けての今後の見通しについて確認したい。</p>	<p>は参加者の増加もあり事業単体で収支均衡したため、改定は見送りました。</p>
<p>川崎冷蔵の自立的・安定的な経営の実施について</p>	<p>・一部顧客への利用料金の値上げにより、経営面で改善されたと思われるが、場内事業者への利用料金への見直しの実施の見通しについて、その取組効果を踏まえどのよ</p>	<p>・本市施策推進に向けた事業取組「川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業」における市の見解と同様になります。(P10掲載)</p>

	うに考えているのか。	
川崎冷蔵の自立的・安定的な経営の実施について	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱量や稼働率の目標未達が続く中（特に北部市場水産物部の取扱量が減は顕著）で、長期借入金の完済や市への減免申請の取り止めといった経営健全化に向けた取組の効果は認められる一方、今後の実績値向上に向けては、場外事業者の利用増加など着実な取組の推進をしながらも経費の削減に努めるとのことであるが、現体制の維持を前提としているのであれば、簡単な話ではないのでは。 ・将来の市場機能更新に係る対応の前提となるそもそもの市場機能のあり方も見据え、経常利益の確保が必須となる中で、今後の取組の実現性についてどのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市施策推進に向けた事業取組「川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業」における市の見解と同様になります。（P11掲載）
川崎未来エネルギーの収益性の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者との協議の開始など、当初計上していなかった費用が発生したことで一般管理費が計画を上回ったとのことだが、 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者への電力供給については、事業拡大期である令和9年度からの実施を予定していましたが、市内の事業者から電力を供給できないか数多くの相談を受けたことから、今後の事業拡大

	<p>想定していなかった事項なのか、要因発生の理由と今後の見込みについてどのように考えているのか。</p> <p>・未来エネルギーの取組としては、パートナー事業者との事業だけでなく、広く市域に再エネを普及していく事業が必要と考えているが今後の取組はどのように展開されていくのか。</p>	<p>を見据えて、川崎未来エネルギーは民間事業者との協業を開始し、ヤマト運輸等との契約を締結しました。今後についても、市内需要家からの再エネ導入の相談があった場合は、廃棄物発電の調達計画や新しい民間事業者の需要量を精緻にシミュレーションするとともに、必要経費を計上する中でもコストダウンを意識するなどして、収益性を確保していきます。</p> <p>・今後、地域への再エネ普及等を促進していくため、民間事業者への再エネ小売電気事業のほか、市内民間施設へのP P Aモデルの導入といった電源開発や、市内の需要家に対するエネルギーマネジメントについて、社会動向や技術動向を踏まえた検討を行っていきます。</p>
<p>川崎未来エネルギーの収益性の確保について</p>	<p>・指標2の達成は需給管理の適正性を、指標4の目標を大幅クリアは資金計画の精査の的確性を表しているものと思料する。</p> <p>・指標1の経常損益、指標3の営業利益比率は、目標と実績の状況を踏まえると、令和7年度目標は現実的に達成可能なのか。その根拠は。</p>	<p>・令和6年度については、余剰電力収入が計画を下回ったことにより営業収益が当初計画より減少したこと及び民間事業者との協議の開始など、当初計上していなかった費用が発生したことで一般管理費が計画を上回ったことにより、経常損益及び営業利益比率は目標値を下回りました。</p> <p>・令和7年度については、公共施設への供給量の増やヤマト運輸のほか、新たに、川崎信用金庫の高津支店と梶ヶ谷支店にも電力を供給するなど、小売の需要量が増えたことで、令和7年度の指</p>

		<p>標に達するものと考えています。</p>
<p>川崎未来エネルギーの収益性の確保について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財務的な問題はまだ大した問題ではないと思われるが、この法人の存在意義を鑑みて、市の廃棄物発電以外の再エネ電力調達はどうだったのか（市場内外、市域内外など）。その努力の評価はいかがか。また、その調達単価はどうだったのか。 ・「民間との協議など計画以上の事業を開始したことによる新たな経費」とはどのようなものか。 ・エネルギープラットフォームとして、エネルギーマネジメントの成果はどのようなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市域への再エネ電力供給量 98.64Gwhのうち、廃棄物発電が 89.06Gwh、市場からの調達が 9.58Gwh となっており、廃棄物発電と市場からの調達で事業運営を行いました。なお、令和6年度は相対電源においても、市域内・市域外から電力を調達していません。市場外や市場調達比率について、月毎に需要と供給のバランスを見ながら年間を通じて10%以内に抑えられたことから、適切に需給管理が行えたと考えています。 ・今後の事業拡大にあたっては、市廃棄物発電のほか、相対電源等の電源調達も見据えた事業運営を図っていきます。なお、不足する電力は市場から調達していますが、市場の約定価格は季節要因などにより変動しますが、令和6年度平均は 12.29 円/kWh（JEPX：日本卸電力取引所）であり、想定範囲内であると考えています。 ・民間との協議を開始したことによる新たな経費については、川崎未来エネルギーから電力を供給できないか数多くの相談を受け、今後の事業拡大を見据えて、民間事業者との協業を開始したことから、業務量増加に伴う人員の増強や、民間営業費用などが必要となりました。

		<ul style="list-style-type: none"> ・川崎未来エナジーは、地域エネルギープラットフォームの中心的な役割を担うこととなっており、令和6年度については、関係団体の会議や市関係会議への出席、講演等を行い、市域への再エネ普及を目的としたプロジェクト組成に向けて、市内事業者等とのネットワークづくりに努めました。エネルギーマネジメントについては、市内の需要家に対する太陽光発電設備や蓄電池設置の促進等の事例を踏まえ、社会動向や技術動向などを踏まえた検討を行いました。
<p>みぞのくち新都市の財務状況維持について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業は長期化しているが、今期は19百万円の赤字とのこと。テナントリーシング能力はあるのか。テナント家賃の値上げは検討されているのか。 ・そもそもの存在意義は薄れていないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度は、当初から余剰金を活用した戦略的な設備投資のために50,650千円の赤字予算を組んでいた中で、集客力の高い隣接テナントを拡大することとするなど、お客様ニーズ、消費動向等の適切な分析を今回のリーシングに反映させることによって、増収減益（5,699千円の増収、18,504千円の減益）となり赤字幅を縮小した状況です。ついては、赤字理由はリーシング（売上高）によるものではなく、丸井のノウハウも活用しながら適切にリーシングが実施されています。テナントの更新時において、運営状況等を踏まえ、賃料を含めた協議を行っております。なお、当面の投資期間の終了目途となる令和12（2030）年度以降は黒字化される見通しであり、その間も、毎年、投資計画のローリングを行

		<p>うなど、適切に収支バランスをコントロールしていきます。</p> <p>・法人の運営にあたっては、川崎市・地元権利者・丸井の三社の総意を運営の基本としています。健全なテナントの選定や賃料の徴収、権利者で組織する共有者組合との調整などを行いながら、単なる利益追求ではなく、キーテナントである丸井と再開発以前から溝口で商売をされ、再開発ビルに出店された方、地元の再開発権利者などとの間に立ち、事業の継続性と中立性を維持するなどの役割を期待されています。現に、地域貢献事業として各種イベントの実施や、市の施策に準じた環境対策にも積極的に取り組んでおり、本市としても、今後も引き続き、溝口駅周辺の地域の活性化に向け一定の関与が必要と考えています。</p>
<p>川崎市公園緑地協会の運営の自立性の向上について</p>	<p>・PFI事業に伴い失った収入を取り返す手段として、新たな指定管理の受託や自販機設置等の取組を進めていると思われるが、なくなった収入を取り返すだけの工夫として充分と考えられるのか。この間の取組として検討されてきている事項はどのようなものがあるのか。</p>	<p>・本市施策推進に向けた事業取組「川崎市公園緑地協会の緑のボランティア事業」における市の見解と同様になります（P15、16掲載）。</p>

<p>川崎市消防防災指導公社の経営の健全化について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民救命士等の養成者数についても、達成できない理由を深掘りする必要がある。 ・ 目標値の設定の仕方として、しっかりとした分析の結果、真に達成できない理由があるのであれば、率など目標設定の工夫する必要があるのではないのか。 ・ 事業に必要な募集人員が確保できず結果的に事業収益が改善したとなっているが、法人の将来の経営を見据えた場合、（表面的、会計的な観点より）根本的な解決にはつながらないのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市施策推進に向けた事業取組「川崎市消防防災指導公社の防火防災及び救急に関する普及啓発事業」における市の見解と同様になります（P 19～21 掲載）。
<p>川崎市消防防災指導公社の経営の健全化について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収支比率は目標未達で正味財産も逓減しており、経営状態に課題があると考えられるが、改善に向けて、原因分析、今後の見通し、また具体的な方策をどのように考えているか確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京湾アクアラインの消防活動に係る車両及び資機材の保守管理業務については協定満了である 2037 年までの契約金を一括受領しており、取り崩していることから、正味財産の逓減については想定しているところです。しかしながら管理部門に係る経費に対する収入が不足していることや昨今の物価高騰による経常費用増加により経常収支比率は 100%を下回っており、経営状況は依然として厳しい状況と言わざるを得ません。 ・ 公社が実施する事業はいずれも市民ニーズが高いと認識してい

		ますので、必要な人員の確保と併せ、管理の効率化による経費見直しや物価上昇に応じた収入増加の取組等により、経営改善に繋がっていきたいと考えており、市と公社で連携し、改善できるよう取り組んでいきます。
--	--	--

- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解
意見等特になし。

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔 (会長)	関東学院大学 法学部 学部長・教授
出雲 明子	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 専任教授
内海 麻利	駒澤大学 法学部 学部長・教授
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 国際 PPP 研究所 リサーチパートナー 千葉商科大学 総合政策学部 准教授
黒石 匡昭	PA パートナーズ株式会社 代表取締役／公認会計士

(2) 審議経過

- ・ 第 1 回委員会

令和 7 年 6 月 30 日 (月) 川崎市役所本庁舎 3 階 302 会議室

- ・ 第 2 回委員会

令和 7 年 7 月 28 日 (月) 川崎市役所本庁舎 2 階 204 会議室

WEB 併用会議にて開催